

改正案	現 行
<p>特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則</p> <p>(設立の認証申請書) 第一条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(設立の認証申請書等の補正) 第二条 <u>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)</u> <u>第十条第四項</u>(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する 場合を含む。)の規定による補正は、様式第二号の補正書を知事に提出 してしなければならない。</p> <p>(設立等登記の届出書) 第三条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(役員の変更等の届出) 第四条 (略) <u>(削る)</u></p> <p>(定款の変更の認証申請書) 第五条 (略) <u>(削る)</u></p>	<p>特定非営利活動促進法の施行に関する条例施行規則</p> <p>(設立の認証申請書) 第一条 (略) <u>2 前項の申請書に添付する特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)</u> <u>第十条第一項各号に掲げる書類のうち、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類の部数は、三部とする。</u></p> <p>(設立の認証申請書等の補正) 第二条 <u>法第十条第四項</u>(法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による補正は、様式第二号の補正書を知事に提出してしなければならない。</p> <p>(設立等登記の届出書) 第三条 (略) <u>2 前項の届出書に添付する書類のうち、登記をしたことを証する登記事項証明書の部数は証明書一部及びその写し二部とし、財産目録の部数は三部とする。</u></p> <p>(役員の変更等の届出) 第四条 (略) <u>2 前項の届出書に添付する変更後の役員名簿の部数は、三部(県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人のうち、知事が所轄するもの以外のもの(第七条第二項において「非所轄法人」という。))にあつては、一部。第六条第二項及び第八条第二項において同じ。)とする。</u></p> <p>(定款の変更の認証申請書) 第五条 (略) <u>2 前項の申請書に添付する書類のうち、変更後の定款、当該定款の変更の</u></p>

(定款の変更の届出)

第六条 (略)

(削る)

(定款の変更登記の提出書)

第七条 (略)

(削る)

(事業報告書等の提出)

第八条 (略)

(削る)

第九条～第十二条 (略)

(合併の認証申請書)

第十三条 (略)

(削る)

第十四条 (略)

(認定申請書)

第十五条 (略)

2・3 (略)

(削る)

第十六条 (略)

日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第十条第一項第二号イに掲げる書類の部数は、三部とする。

(定款の変更の届出)

第六条 (略)

2 前項の届出書に添付する書類のうち、変更後の定款の部数は、三部とする。

(定款の変更登記の提出書)

第七条 (略)

2 前項の提出書に添付する登記事項証明書の部数は、証明書一部及びその写し二部(非所轄法人にあつては、証明書一部)とする。

(事業報告書等の提出)

第八条 (略)

2 前項の提出書に添付する書類の部数は、三部とする。

第九条～第十二条 (略)

(合併の認証申請書)

第十三条 (略)

2 前項の申請書に添付する法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項各号に掲げる書類のうち、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類の部数は、三部とする。

第十四条 (略)

(認定申請書)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の部数は、二部とする。

第十六条 (略)

(役員報酬規程等の提出)

第十七条 (略)

2 (略)

(削る)

(合併の認定申請書)

第十八条 (略)

(削る)

(特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等の方法)

第十八条の二 条例第十二条の二の規則で定める電子情報処理組織は、知事の使用に係る電子計算機と条例第二条第一項に規定する者又は特定非営利活動法人（以下この条及び次条において「特定非営利活動法人等」という。）の使用に係る電子計算機であって当該知事の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

2 条例第十二条の二の規則で定める方法は、次に掲げる事項を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

一 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において従うこととされている様式であって、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項（次号に掲げる事項を除く。）

二 当該申請等を行うときに法令等の規定に基づき添付すべきとされている書面等又は電磁的記録に記載され若しくは記録されている事項又は記載すべき若しくは記録すべき事項

3 特定非営利活動法人等は、識別符号及び暗証符号を特定非営利活動法人等の使用に係る電子計算機から入力する方法により申請等を行わなければならない。

(知事が行う電子情報処理組織による処分通知等の方法)

第十八条の三 条例第十二条の三第一項の規則で定める電子情報処理組織は、前条第一項の電子情報処理組織とする。

(役員報酬規程等の提出)

第十七条 (略)

2 (略)

3 前二項の提出書に添付する書類の部数は、二部とする。

(合併の認定申請書)

第十八条 (略)

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類の部数は、二部とする。

(新設)

(新設)

2 条例第十二条の三第一項の規則で定める方法は、識別符号及び暗証符号を知事の使用に係る電子計算機から入力する方法とする。

3 条例第十二条の三第二項の規則で定める方式は、次に掲げる方式のいずれかとする。

一 第一項の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の知事が定めるところにより行う届出

第十九条～第二十三条 （略）

第十九条～第二十三条 （略）

様式第1号（第1条関係）

設立認証申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒
申請者 住所又は居所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
並びに名称及び代表者の氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 2には、代表者の氏名のふりがなを付すこと。
- 3 3には、事務所の所在地の郵便番号、町名及び番地まで記載すること。
- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 定款（法第10条第1項第1号）
 - (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）（法第10条第1項第2号イ）
 - (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
 - (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - (6) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
 - (7) 設立趣旨書（法第10条第1項第5号）
 - (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）
 - (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）
 - (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号）

様式第1号（第1条関係）

設立認証申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

〒
申請者 住所又は居所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
並びに名称及び代表者の氏名
電話番号

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 2には、代表者の氏名のふりがなを付すこと。
- 3 3には、事務所の所在地の郵便番号、町名及び番地まで記載すること。
- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 定款（法第10条第1項第1号）[3部]
 - (2) 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）（法第10条第1項第2号イ）[3部]
 - (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第10条第1項第2号ロ）
 - (4) 各役員の住所又は居所を証する書面（法第10条第1項第2号ハ）
 - (5) 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第10条第1項第3号）
 - (6) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第10条第1項第4号）
 - (7) 設立趣旨書（法第10条第1項第5号）[3部]
 - (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（法第10条第1項第6号）
 - (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書（法第10条第1項第7号）[3部]
 - (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（法第10条第1項第8号）[3部]

様式第2号（第2条関係）

補 正 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者の住所若しくは居所又は特定非営利活動法人の事務所の所在地)
 (申請者の氏名又は特定非営利活動法人の名称及び代表者氏名)
 電話番号

年 月 日に申請した(補正する書類)について不備がありましたので、
 特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用
 する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し出ます。

記

1 補正の内容

補正前	補正後

2 補正の理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 (補正する書類)には、申請書の場合にあってはその申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、添付書類の場合にあってはその書類の名称（「定款」等）を記載すること。
- 3 1には、補正する箇所について、補正前及び補正後の内容を対照させて記載すること。
- 4 この補正書には、補正後の書類 _____ を添付すること。

様式第2号（第2条関係）

補 正 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(申請者の住所若しくは居所又は特定非営利活動法人の事務所の所在地)
 (申請者の氏名又は特定非営利活動法人の名称及び代表者氏名)
 電話番号

年 月 日に申請した(補正する書類)について不備がありましたので、
 特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用
 する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し出ます。

記

1 補正の内容

補正前	補正後

2 補正の理由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 (補正する書類)には、申請書の場合にあってはその申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、添付書類の場合にあってはその書類の名称（「定款」等）を記載すること。
- 3 1には、補正する箇所について、補正前及び補正後の内容を対照させて記載すること。
- 4 この補正書には、補正後の書類 [1部(次の書類は、3部)] を添付すること。
(1) 定款
(2) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの)
(3) 設立趣旨書又は合併趣旨書
(4) 設立当初の事業年度、合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びこれらの事業年度の翌事業年度の事業計画書
(5) 設立当初の事業年度、合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びこれらの事業年度の翌事業年度の活動予算書
(6) 法第26条第2項の規定により添付する事業報告書等

様式第3号（第3条関係）

{ 設 立 } 登 記 完 了 届 出 書
{ 合 併 }

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

{ 設 立 } の登記を完了したので、特定非営利活動促進法 { 第13条第2項
{ 合 併 } 第39条第2項において準用

する同法第13条第2項 } の規定により、届け出ます。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書には、設立又は合併の登記をしたことを証する登記事項証明書（法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）） _____
_____ 及び財産目録（法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）） _____ を添付すること。

様式第3号（第3条関係）

{ 設 立 } 登 記 完 了 届 出 書
{ 合 併 }

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

{ 設 立 } の登記を完了したので、特定非営利活動促進法 { 第13条第2項
{ 合 併 } 第39条第2項において準用

する同法第13条第2項 } の規定により、届け出ます。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書には、設立又は合併の登記をしたことを証する登記事項証明書（法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）） 〔証明書1部及び写し2部〕 及び財産目録（法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）） 〔3部〕 を添付すること。

様式第4号 (第4条関係)

役員の変更等届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	フリガナ氏名	住所又は居所

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。
なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 3 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 5 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法の施行に関する条例第2条第2項の書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 6 この届出書には、変更後の役員名簿（法第23条第1項）
 を添付すること。
- 7 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
 - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）

様式第4号 (第4条関係)

役員の変更等届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項の規定により、届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役名	フリガナ氏名	住所又は居所

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。
なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 3 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 4 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 5 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法の施行に関する条例第2条第2項の書面によって証された住所又は居所を記載すること。
- 6 この届出書には、変更後の役員名簿（法第23条第1項）[3部（非所轄法人は、1部）]を添付すること。
- 7 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は、次の書類を添付すること。
 - (1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
 - (2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）

様式第5号（第5条関係）

定款変更認証申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更前と変更後の内容を対照させて記載すること。
- この申請書には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項） 及び変更後の定款（法第25条第4項） 並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項） を添付すること。
- 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか、次の書類も添付すること。
 - 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）（法第26条第2項）
 - 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）

様式第5号（第5条関係）

定款変更認証申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 変更の内容

変更前	変更後

2 変更の理由

備考

- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更前と変更後の内容を対照させて記載すること。
- この申請書には、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）[1部]及び変更後の定款（法第25条第4項）[3部]並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）[3部]を添付すること。
- 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、3に掲げる書類のほか、次の書類も添付すること。
 - 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの）（法第26条第2項）[3部]
 - 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）(法第26条第2項)

5 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、法第52条第3項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、3及び4に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。

(1) 所轄庁に提出した法第44条第2項第1号の寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は、添付を要しない。）並びに同項第2号及び第3号に掲げる書類の写し（法第52条第3項）

(2) 認定又は特例認定の通知書の写し（法第52条第3項）

(3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の写し（法第52条第3項）

(4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項の書類の写し（法第52条第3項）

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）(法第26条第2項)

5 認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、法第52条第3項（法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、3及び4に掲げる書類のほか、次の書類を添付すること。

(1) 所轄庁に提出した法第44条第2項第1号の寄附者名簿の写し（特例認定特定非営利活動法人は、添付を要しない。）並びに同項第2号及び第3号に掲げる書類の写し（法第52条第3項）

(2) 認定又は特例認定の通知書の写し（法第52条第3項）

(3) 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに掲げる書類の写し（法第52条第3項）

(4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項の書類の写し（法第52条第3項）

様式第8号（第8条関係）

事業報告書等提出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第29条の規定により、前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等を提出します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この提出書には、次の書類 _____ を添付すること。
 - (1) 前事業年度の事業報告書（法第29条）
 - (2) 前事業年度の活動計算書（法第29条）
 - (3) 前事業年度の貸借対照表（法第29条）
 - (4) 前事業年度の財産目録（法第29条）
 - (5) 前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第29条）
 - (6) 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第29条）
- 3 特定非営利活動に係る事業以外の事業を行っている場合は活動計算書に別欄で区分して記載し、当該事業を行っていない場合は脚注でその旨を記載すること。

様式第8号（第8条関係）

事業報告書等提出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第29条の規定により、前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等を提出します。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この提出書には、次の書類 [3部（非所轄法人は、1部）] を添付すること。
 - (1) 前事業年度の事業報告書（法第29条）
 - (2) 前事業年度の活動計算書（法第29条）
 - (3) 前事業年度の貸借対照表（法第29条）
 - (4) 前事業年度の財産目録（法第29条）
 - (5) 前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第29条）
 - (6) 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（法第29条）
- 3 特定非営利活動に係る事業以外の事業を行っている場合は活動計算書に別欄で区分して記載し、当該事業を行っていない場合は脚注でその旨を記載すること。

様式第9号～様式第13号 (略)

様式第14号 (第13条関係)

合併認証申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の主たる事務所の所在地)

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)

代表者氏名

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の主たる事務所の所在地)

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 {合併後存続する
合併によって設立する} 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 2には、代表者の氏名のふりがなを付すこと。
- 3 3には、事務所の所在地の郵便番号、町名及び番地まで記載すること。
- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(法第34条第4項)
 - (2) 定款(法第10条第1項第1号)
 - (3) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの)(法第10条第1項第2号イ)
 - (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第10条第1項第2号ロ)
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面(法第10条第1項第2号ハ)
 - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(法第10条第1項第3号)
 - (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第10条第1項第4号)
 - (8) 合併趣旨書(法第10条第1項第5号)
 - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号)
 - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号)

様式第9号～様式第13号 (略)

様式第14号 (第13条関係)

合併認証申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の主たる事務所の所在地)

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)

代表者氏名

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の主たる事務所の所在地)

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名

電話番号

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 {合併後存続する
合併によって設立する} 特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 2には、代表者の氏名のふりがなを付すこと。
- 3 3には、事務所の所在地の郵便番号、町名及び番地まで記載すること。
- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(法第34条第4項)
 - (2) 定款(法第10条第1項第1号) [3部]
 - (3) 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載したもの)(法第10条第1項第2号イ) [3部]
 - (4) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第10条第1項第2号ロ)
 - (5) 各役員の住所又は居所を証する書面(法第10条第1項第2号ハ)
 - (6) 社員のうち10人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(法第10条第1項第3号)
 - (7) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第10条第1項第4号)
 - (8) 合併趣旨書(法第10条第1項第5号) [3部]
 - (9) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号) [3部]
 - (10) 合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号) [3部]

様式第15号 (略)
様式第16号 (第15条関係)

認 定 申 請 書
年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)
(特定非営利活動法人の名称)
代表者氏名
電話番号
ファクシミリ番号
代理人氏名

特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により、下記のとおり認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 設立年月日
- 2 その他の事務所の所在地、電話番号(ファクシミリ番号を含む。)並びに責任者の役職及び氏名
- 3 事業年度
- 4 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(いずれかにレ印)
 相対値基準(原則)
 相対値基準(小規模法人)
 絶対値基準
 条例個別指定法人
- 5 現に行っている事業の概要
- 6 過去の認定の有無及びその有効期間
- 7 過去の特例認定の有無及び特例認定を受けた日
- 8 認定取消しの有無及び取消年月日
- 9 特例認定取消しの有無及び取消年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していない場合は、認定を受けることができない。
- 3 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過していないときは、認定を受けることができない。
- 4 過去に認定(有効期間の更新を除く。)又は認定取消しを複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消年月日を記載すること。
- 5 2の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 6 この申請書には、次の書類を添付すること。

様式第15号 (略)
様式第16号 (第15条関係)

認 定 申 請 書
年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)
(特定非営利活動法人の名称)
代表者氏名
電話番号
ファクシミリ番号
代理人氏名

特定非営利活動促進法第44条第1項の規定により、下記のとおり認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 設立年月日
- 2 その他の事務所の所在地、電話番号(ファクシミリ番号を含む。)並びに責任者の役職及び氏名
- 3 事業年度
- 4 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(いずれかにレ印)
 相対値基準(原則)
 相対値基準(小規模法人)
 絶対値基準
 条例個別指定法人
- 5 現に行っている事業の概要
- 6 過去の認定の有無及びその有効期間
- 7 過去の特例認定の有無及び特例認定を受けた日
- 8 認定取消しの有無及び取消年月日
- 9 特例認定取消しの有無及び取消年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していない場合は、認定を受けることができない。
- 3 過去に認定又は特例認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過していないときは、認定を受けることができない。
- 4 過去に認定(有効期間の更新を除く。)又は認定取消しを複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消年月日を記載すること。
- 5 2の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 6 この申請書には、次の書類を添付すること。

- (1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（法第44条第2項）
- (2) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）（法第44条第2項）
- (3) 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第44条第2項）
- (4) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第44条第2項）

- (1) 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（法第44条第2項）
- (2) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）（法第44条第2項）[2部]
- (3) 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第44条第2項）[2部]
- (4) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第44条第2項）[2部]

様式第17号（第15条関係）

認定更新申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第51条第2項の規定により、認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。

記

- 1 認定の有効期間
- 2 認定の有効期間の満了日の6月前の日
- 3 認定の有効期間の満了日の3月前の日
- 4 事業年度
- 5 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準（いずれかにレ点）
 - 相対値基準（原則）
 - 相対値基準（小規模法人）
 - 絶対値基準
 - 条例個別指定法人
- 6 現に行っている事業の概要
- 7 その他の事務所の所在地、電話番号並びに責任者の役職及び氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をすること。この更新期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間に更新の申請をすることができない場合は除く。）は、改めて認定の申請を行うこと。
- 3 1には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入すること。
- 4 7の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 5 この申請書には、次の書類_____を添付すること。
 - (1) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）（法第51条第5項）
 - (2) 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第51条第5項）
 - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第51条第5項）

様式第17号（第15条関係）

認定更新申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第51条第2項の規定により、認定の有効期間の更新を受けたいので、申請します。

記

- 1 認定の有効期間
- 2 認定の有効期間の満了日の6月前の日
- 3 認定の有効期間の満了日の3月前の日
- 4 事業年度
- 5 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準（いずれかにレ点）
 - 相対値基準（原則）
 - 相対値基準（小規模法人）
 - 絶対値基準
 - 条例個別指定法人
- 6 現に行っている事業の概要
- 7 その他の事務所の所在地、電話番号並びに責任者の役職及び氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 認定の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をすること。この更新期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間に更新の申請をすることができない場合は除く。）は、改めて認定の申請を行うこと。
- 3 1には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入すること。
- 4 7の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 5 この申請書には、次の書類 **[2部]** を添付すること。
 - (1) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）（法第51条第5項）
 - (2) 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第51条第5項）
 - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第51条第5項）

様式第18号（第15条関係）

特例認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

ファクシミリ番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第58条第1項の規定により、特例認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 設立年月日
- 2 その他の事務所の所在地、電話番号（ファクシミリ番号を含む。）並びに責任者の役職及び氏名
- 3 事業年度
- 4 現に行っている事業の概要
- 5 過去の認定の有無
- 6 過去の特例認定の有無

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していない場合は、特例認定を受けることができない。
- 3 設立の日から5年を経過している場合は、特例認定を受けることができない。
- 4 過去に認定又は特例認定を受けている場合は、特例認定を受けることができない。
- 5 2の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 6 この申請書には、次の書類 を添付すること。
 - (1) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）（法第58条第2項）
 - (2) 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第58条第2項）
 - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第58条第2項）

様式第18号（第15条関係）

特例認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

ファクシミリ番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第58条第1項の規定により、特例認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 設立年月日
- 2 その他の事務所の所在地、電話番号（ファクシミリ番号を含む。）並びに責任者の役職及び氏名
- 3 事業年度
- 4 現に行っている事業の概要
- 5 過去の認定の有無
- 6 過去の特例認定の有無

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していない場合は、特例認定を受けることができない。
- 3 設立の日から5年を経過している場合は、特例認定を受けることができない。
- 4 過去に認定又は特例認定を受けている場合は、特例認定を受けることができない。
- 5 2の「責任者」とは、その事務所を統括する者をいう。
- 6 この申請書には、次の書類 [2部] を添付すること。
 - (1) 法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（法第44条第2項第1号に掲げる書類を除く。）（法第58条第2項）
 - (2) 法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第58条第2項）
 - (3) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第58条第2項）

様式第19号 (略)

様式第20号 (第17条関係)

役員報酬規程等提出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

その他の事務所(県内に所在するものに限る。)の所在地及び電話番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の役員報酬規程等を提出します。

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 この提出書には、次の書類 を添付すること。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法第55条第1項)

<提出しない場合>

最後に役員報酬規程を提出した事業年度 年度

最後に職員給与規程を提出した事業年度 年度

(2) 次の事項を記載した書類(法第55条第1項)

① 前事業年度の収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

② 前事業年度における次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

ロ 役員等との取引

③ 前事業年度の寄附者(当該特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

④ 前事業年度の役員等に対する報酬又は給与の状況

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。)

ロ 給与を得た職員の総数及び総額に関する事項

⑤ 前事業年度に支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

⑥ 前事業年度に海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

様式第19号 (略)

様式第20号 (第17条関係)

役員報酬規程等提出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地)

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

その他の事務所(県内に所在するものに限る。)の所在地及び電話番号

代理人氏名

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により、前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の役員報酬規程等を提出します。

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 この提出書には、次の書類 [2部] を添付すること。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程(法第55条第1項)

<提出しない場合>

最後に役員報酬規程を提出した事業年度 年度

最後に職員給与規程を提出した事業年度 年度

(2) 次の事項を記載した書類(法第55条第1項)

① 前事業年度の収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

② 前事業年度における次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

ロ 役員等との取引

③ 前事業年度の寄附者(当該特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

④ 前事業年度の役員等に対する報酬又は給与の状況

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロに係る部分を除く。)

ロ 給与を得た職員の総数及び総額に関する事項

⑤ 前事業年度に支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

⑥ 前事業年度に海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類(法第55条第1項)

(3) 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類(法第55条第1項)

様式第21号 (略)

様式第22号 (第18条関係)

合併認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事
 (合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の主たる事務所の所在地)
 (合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)
 代表者氏名
 電話番号
 ファクシミリ番号
 (合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の主たる事務所の所在地)
 (合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)
 代表者氏名
 電話番号
 ファクシミリ番号
 代理人氏名

特定非営利活動促進法第63条 {第1項
第2項} の規定により、下記のとおり合併の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 認定(特例認定)年月日
- 2 認定(特例認定)の有効期間
- 3 事業年度
- 4 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人

法人名及び代表者名	主たる事務所の所在地及び電話番号(ファクシミリ番号)	現に行っている事業の概要	区分
			認定 特例認定 上記以外

- 5 合併によって消滅する特定非営利活動法人

法人名及び代表者名	主たる事務所の所在地及び電話番号(ファクシミリ番号)	現に行っている事業の概要	区分
			認定 特例認定 上記以外

- 6 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(合併後に認定特定非営利活動法人としての地位を承継しようとする場合は、いずれかに☑印)

- 相対値基準(原則)
- 相対値基準(小規模法人)
- 絶対値基準
- 条例個別指定法人

様式第21号 (略)

様式第22号 (第18条関係)

合併認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事
 (合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の主たる事務所の所在地)
 (合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)
 代表者氏名
 電話番号
 ファクシミリ番号
 (合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の主たる事務所の所在地)
 (合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)
 代表者氏名
 電話番号
 ファクシミリ番号
 代理人氏名

特定非営利活動促進法第63条 {第1項
第2項} の規定により、下記のとおり合併の認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 認定(特例認定)年月日
- 2 認定(特例認定)の有効期間
- 3 事業年度
- 4 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人

法人名及び代表者名	主たる事務所の所在地及び電話番号(ファクシミリ番号)	現に行っている事業の概要	区分
			認定 特例認定 上記以外

- 5 合併によって消滅する特定非営利活動法人

法人名及び代表者名	主たる事務所の所在地及び電話番号(ファクシミリ番号)	現に行っている事業の概要	区分
			認定 特例認定 上記以外

- 6 本申請において適用するパブリックサポートテスト基準(合併後に認定特定非営利活動法人としての地位を承継しようとする場合は、いずれかに☑印)

- 相対値基準(原則)
- 相対値基準(小規模法人)
- 絶対値基準
- 条例個別指定法人

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する特定非営利活動法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となる。
- 3 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。ただし、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人及び法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、添付を要しない。）（法63条第5項）
 - (2) 法45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）（法第63条第5項）
 - (3) 法47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第63条第5項）
 - (4) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第63条第5項）

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって消滅する特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する特定非営利活動法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となる。
- 3 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。ただし、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人及び法第63条第2項の合併の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、添付を要しない。）（法63条第5項）
 - (2) 法45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（(1)に掲げる書類を除く。）（法第63条第5項）〔2部〕
 - (3) 法47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第63条第5項）〔2部〕
 - (4) 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第63条第5項）〔2部〕